

「所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例」

の一部改正（案）に対するご意見と市の考え方について

「所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例」の一部改正（案）について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容とご意見に対する市の考え方を公表します。

ご意見をいただきました皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。

令和8年2月5日
所沢市福祉部障害福祉課
電話：04-2998-9116
FAX：04-2998-1147
E-mail：a9116@city.tokorozawa.lg.jp

1. 募集の概要

（1）募集期間

令和7年12月1日（月）～令和8年1月5日（月）

（2）受付方法

直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請

2. 募集結果

（1）応募件数

個人7名（10件） 1団体（2件）

[内訳]

直接持参2件、郵送0件、FAX0件、電子メール1件、電子申請9件

（2）ご意見の件数

12件

「所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例」の一部改正(案)

に対するご意見と市の考え方

※個人が特定されないようご意見等は一部要約しております。

NO	ページ及び項目	ご意見(要旨)	市の考え方
1	助成対象者の拡大	対象者の拡大に賛成します。 障害の元になっている病気の受診について継続して医療を受けることは非常に大切です。 医療全科の助成を引き続き求めていきます。	貴重なご意見ありがとうございます。 市の財政状況を鑑みますと、単独で助成制度を行うことは難しいため、提案させていただいたように県補助のある自立支援医療(精神通院医療)の助成を行っていきたいと考えています。
2	助成対象者の拡大	賛成です。	貴重なご意見ありがとうございます。
3	助成対象者の拡大	お金がないという理由で薬を受取らないことがあります。 通院・服薬は欠かせないのに金銭管理に難があり、簡単に通院・服薬から離れてしまうことがあります。 そのため今回の対象者拡大は本当にうれしく思います。それが、再発や重症化を防ぎ、安定した生活につながる第一歩だと感じています。	貴重なご意見ありがとうございます。
4	助成対象者の拡大	訪問看護に関しても本人の金銭負担なく受けられるのでしょうか。 今回の改正は自立支援医療が適用される訪問看護を含むと考えてよいのでしょうか。	貴重なご意見ありがとうございます。 自立支援医療の支給認定を受けた精神通院医療の一部負担金等が対象となります。 利用している訪問看護が自立支援医療の支給認定を受けている場合は、対象となります。
5	助成対象者の拡大	「適用」ではなく「認定」に変更し、言葉を統一することをご提案させていただきます。 単純に言葉を置き換えると、 ※対象となる医療費は、自立支援医療(精神通院)が認定された後の自己負担金となりますが、 ※対象となる医療費は、自立支援医療(精神通院)認定後の自己負担金とした方が、読みやすいかもしれません。	貴重なご意見ありがとうございます。 概要の中で改正案に記載しておりますとおり「認定」として規定する予定です。
6	助成対象者の拡大	追加部分を、エとし、現行のエを才にした方がよいと思います。 ご担当部門の頭の中では、このことを考慮済かもしませんが、素案を読む限り オとして、追加するようにしか読めません。 ご担当部門以外の方にも、的確に伝わる表記にしていただけたら と思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 概要に記載はしておりませんが、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方の 次に2級の方を追加する予定です。
7	助成対象医療費の一部廃止	助成対象医療費の一部廃止に反対します。 半額助成が実現した経緯は障害のある方の年金額が少ないことが背景にあります。 状況は変化していないことから引き続き継続すべきと考えます。	ご意見いただきましてありがとうございます。 皆様からのご意見について改めて検討いたしましたが、次の理由も含め食事代の助成廃止を進める予定です。 現在、当市の財政状況は厳しく、新たに対象者を拡大するに当たり、制度全般の持続可能な運営を確保するため予算の執行について定期的な見直しが必要となっています。 食事代の補助につきましては、県の補助が廃止されて以降20年近く市単独で助成を続けてまいりましたが、これ以上助成を続けることが難しくなっております。 何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
8	助成対象医療費の一部廃止	入院時の食事負担額の半額廃止には、反対です。入院は、入院せざるを得ない厳しい状況の際にするものです。	
9	助成対象医療費の一部廃止	在宅で療養できない状態だから入院しているのであり、自ら療養する場所を選べるわけではありません。そのため、その公平さを求めるのは疑問しかありません。 また、入院の方がお金がかかるので食事代の助成廃止には反対です。	
10	助成対象医療費の一部廃止	入院時食事療養費の助成廃止に反対します。少なくとも「一律廃止」は見直すべきです。 「在宅か入院か」は自由に選べるものではなく、病状の重さによって決まるものです。 やむを得ず入院せざるを得ない世帯を守るために、助成を継続すべきです。 予期せぬ入院等で医療費以外の雑費や家族の付き添い負担等が急増する中、さらに食事代の助成まで打ち切ることは、緊急時のセーフティネットとしての機能を損なうものです。 入院期間による区分の導入「入院開始から90日間」など、一定期間は助成を継続してください。長期化して「生活の場」となった段階で助成を終了することで、市の懸念する「在宅との公平性」と、利用者が求める「緊急時の安心」の両立が図れます。	
11	助成対象医療費の一部廃止	「助成対象医療費の一部廃止」については反対です。 入院治療が必要な人又はやむを得ず在家での療養が出来ない事情がある人の場合、在宅で療養できる人の公平性を保つために入院時の食事療養費標準負担額の半額助成は必要ではないでしょうか? 障害者認定を受けている人の方が健常者よりも怪我や病気になりやすいのではないかと思います。 また、現在所沢市では保健所の設置を検討していますが、基本理念の「健康都市所沢を目指してみんなの健康をまもり、笑顔を未来につなぐ保健衛生の総合拠点」と、政策の方向性として整合がとれているのか疑問です。	貴重なご意見ありがとうございます。 頂いたご意見は関係課に共有させていただきます。
12	その他 (助成に関すること)	精神2級当事者です。一般的な労働することが難しく、収入は親族も頼らなくてはならない場面もあります。より自立した生活基盤を持つためにも、経済的な支援をして欲しいです。また精神以外の医療費も生活圧迫があり、受診控えにより精神的に負担が増えるので、精神安定のためにも生活標準負担金を補助・対象にして欲しいです。	